

**令和 7 年 3 月 1 6 日執行予定の千葉市長選挙等に係る啓発業務委託
プロポーザル募集要領**

1 趣旨

令和 7 年 3 月 1 6 日執行予定の千葉市長選挙等の投票日等を広く周知し、有権者に投票参加を呼び掛けるため、動画広告、ポスター・チラシの作成等の啓発を業務委託する事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集する。

2 業務委託内容

(1) 件名

令和 7 年 3 月 1 6 日執行予定の千葉市長選挙等に係る啓発業務委託

(2) 内容及び納期

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和 7 年 3 月 1 7 日（月）まで

(4) 委託料

2 7, 0 0 0 千円（消費税込）を上限とする。

3 応募資格

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 令和 6 ・ 7 年度の千葉市委託等入札参加資格者名簿に業種「広告・催事」への登録をしている事業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者

イ 当該業務の入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市物品入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 6 0 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

ケ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

(3) 本事業と同種または類似の業務実績がある者

4 応募方法等

(1) スケジュール

ア 公募開始日	令和6年12月19日(木)
イ 質問書の受付締切日	令和6年12月25日(水)
ウ 参加申込書の提出期限	令和7年1月9日(木)
エ 企画提案書の提出期限	令和7年1月14日(火)
オ 企画提案選定委員会(プレゼンテーション)	令和7年1月17日(金) 予定
カ 審査による結果の通知	令和7年1月21日(火) 予定

(2) 参加申込手続

- ア 参加申込期限
令和7年1月9日(木) 午後5時まで
※土曜日、日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで。
- イ 書類提出方法
千葉市選挙管理委員会事務局まで持参または郵送(FAX・メール不可)
- ウ 参加申込に必要な書類
(ア) 参加申込書(様式第1号)
(イ) 会社の概要がわかる資料(パンフレット可)

(3) 質問の受付

本件に関する以下の通り受け付ける。

- ア 質問受付期間
令和6年12月19日(木)～12月25日(水) 午後5時まで
- イ 提出書類
質問書(様式第2号)
- ウ 質問方法
電子メールで送信すること。なお、電話・口頭での質問は一切受け付けない。
電子メールアドレス senkyokanri.EL@city.chiba.lg.jp
- エ 受け付けた質問に対する回答
質問の回答は、ホームページに掲載する(1月6日(月) 予定)。なお、回答の内容は、本募集要領の追加又は修正とみなす。

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限
令和7年1月14日(火) 17時
- イ 提出場所
千葉市選挙管理委員会事務局(千葉市役所本庁舎高層棟10階)
- ウ 提出物
(ア) 企画提案書(サイズA4判 10部)
・ 正本1部 副本9部(副本は企業名を判別、特定できないようにすること。)
※ 副本の電子データの入ったCDまたはDVDを1枚提出すること
・ A4判以上のサイズの用紙を使用する場合、A4判に折って綴ること。
・ 別紙仕様書の提案内容を記載すること。なお、動画は絵コンテ等により1タイプを、
ポスター・チラシはデザイン案(1種)を示すこと。

- ・見積金額（委託内容ごとの内訳を明記し、合計金額には消費税を含める。）を記載すること。
- ・本業務における総括責任者、実施責任者、業務担当者等の組織体制図を示すとともに、業務担当者の経歴を記述すること。なお、経歴については、業務委託の実績の概要（自治体等の名称や当該プロジェクトにおける役割等）を記載すること。
- ・1月21日を起算日とする実施スケジュールを記載すること。

（イ）見積書 1部（見積書に記載する金額は消費税を含めないこと）

（ウ）類似する業務の実績（概ね5年以内のもの） 契約書（写）等 1部

5 事業者の選定

（1）選定主旨

企画提案方式により、令和7年3月16日執行予定の千葉市長選挙等啓発に係る委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員が評価し、選考する。

（2）選定方法

ア 日時等

選定委員会は、1月17日（金）に行う。詳細は、参加申込書の提出締切以降に参加申込の事業者へ通知する。

イ プレゼンテーション所要時間等

プレゼンテーションの所要時間は20分（うち質疑応答5分）とする。なお、参加人数は2人までとする。

ウ 審査項目

	項目別	審査項目	配点
1	業務遂行能力	業務を円滑に実施するための体制を有しているか。 工程及び作業内容が明確に示されているか。	5
2	経費	所要経費・算出根拠が明確に示されているか。	5
3	テレビ・ラジオ CMの制作・放映	全有権者に選挙を大きくアピールできるものであるか。 効果的な放送枠を確保しているか。	10
4	ポスター・チラシの制作・配送、 新聞折込等	興味を引くデザインとなっているか。 内容がわかりやすいレイアウトとなっているか。 効果的な掲出枠を確保しているか。	15
5	交通広告の掲出	有権者の多くが目にし、印象に残るような広告であるか。 効果的な掲出枠を確保しているか。	10
6	デジタルサイネー ジ広告の掲出	有権者の多くが目にし、印象に残るような広告であるか。 効果的な広告媒体が提案されているか。	15
7	WEB・SNS 広告の掲出	効果的な広告媒体が提案されているか。 特に若年層に向けてアピールできるものであるか。	20
8	啓発イベントの 実施	魅力的なイベントが提案されているか。 市内全域を対象に効果的に啓発を行うものであるか。 子どもを通じてその親（20～30代）に訴求する内容であるか。	20

エ 審査基準

企画提案内容の各項目について内容を審査し、選定委員会の委員による採点により、最高合計点数を獲得した提案者を第1位として選考し、最優秀提案者とする。なお、最高合計点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い提案者を第1位として決定する。

(3) 失格について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 応募者の資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。

イ 書類に虚偽の事実の記載があったとき。

ウ 書類の提出方法・提出期限等を守らないとき。

エ 見積額が2(4)に記載する委託料を超過した場合。

オ 1事業者から複数の企画提案があった場合。

カ その他、選定委員会が不適格と認めた場合。

(4) 選考結果の通知

選考結果については、採用、不採用に関わらず提案者全員に速やかに電子メールにて行う。

6 契約について

- (1) 選考により決定した最優秀提案者と、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのち、委託契約を締結する。
- (2) 前号の協議が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と協議を行い、委託契約を締結する。

7 その他

- (1) 提出書類の作成にかかる費用については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 本契約により制作された制作物の著作権はすべて発注元が無償で譲渡する。また、著作者人格権は行使しないものとする。
- (4) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

8 問い合わせ先

千葉市選挙管理委員会事務局管理班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟10階

電話 043(245)5867 FAX 043(245)5893

Eメール senkyokanri.EL@city.chiba.lg.jp